

船橋市いじめ問題調査委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市いじめ問題対策連絡協議会及び船橋市いじめ問題調査委員会条例（令和3年船橋市条例第28号。以下「条例」という。）に基づき設置される、船橋市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第9条に規定する調査委員会の行う事務は、次に掲げるものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策を審議
- (2) いじめ問題に係る事例検討及び対応策の検討
- (3) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に規定するいじめの重大事態に係る調査審議及び再発防止に資する対応策の審議
- (4) その他船橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識や経験を有する者であって、前条の調査審議等を行う事項に関し必要な知識や経験を有するもののうちから教育委員会が委嘱する。

(臨時委員)

第4条 前条の規定は、臨時委員の委嘱について適用する。

2 臨時委員の委嘱にあたり、教育委員会は、調査委員会に意見を聴取することができる。

(会議)

第5条 会議は、定例会とし、原則として年2回開催する。

2 法第28条第1項に基づく会議については、委員長が委員を招集し、開会、閉会、中止等を決定するものとする。

(会議の公開)

第6条 会議の公開に関し必要な事項については、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱の定めるところによる。

(調査等)

第7条 条例第9条第2号に規定するいじめの重大事態に係る調査は、次の事項を配慮するものとする。

- (1) 委員及び臨時委員は、調査の公平性・中立性・透明性を図る観点から、事実関係を客観的かつ速やかに調査するものとする。

- (2) 調査にあたっては、学校の調査結果を検証するとともに、学校、児童生徒、保護者等その他の関係者からの聴き取り及び現地調査等を実施することができる。
 - (3) 調査結果を踏まえ、再発防止に資する必要な対応策を検討する。
 - (4) 調査は事案ごとに行うが、複数事案を併せて行うことも差し支えないものとする。
- 2 調査委員会は、学校が主体となって行ういじめの重大事態に係る調査に対し、委員及び臨時委員を派遣し、助言・支援することができる。
 - 3 委員及び臨時委員は、調査対象となる当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とする。

(守秘義務)

第8条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報告等)

第9条 調査委員会は、報告書等により調査結果を教育委員会へ報告し、必要に応じ、再発防止に資する意見を述べるものとする。また、調査の進捗状況等についても、適時・適切に教育委員会へ報告するものとする。

(庶務)

第10条 調査委員会の庶務は、教育委員会学校教育部指導課において処理する。

(委員報酬)

- 第11条 委員及び臨時委員が会議へ出席したときは、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する規則（昭和55年船橋市規則第42号。以下「報酬等に関する規則」という。）第3条本文に規定する報酬を支払うものとする。
- 2 委員及び臨時委員が条例第9条第2号に掲げる事務を行う場合は、報酬等に関する規則第3条第1号に規定する報酬を支払うものとする。

(災害補償)

第12条 委員及び臨時委員の災害補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）に定めるところによる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。